

都市計画税率の改定について

安全で快適な市民生活を支えるためには、都市基盤の整備や老朽化した下水道などへの着実な対応が欠かせません。必要な財源を将来にわたって確保していくため、税率の改定についてご理解をお願いします。

令和8年度課税分から
現行税率0.1% >>> 新税率0.25%

都市計画税制審議会の答申に基づき、まちづくりのための事業を実施していくために必要な都市計画税の新税率を算定し、12月議会定例会に条例改正を提案しています。

都市計画税とは？

道路や下水道などの都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的で課税するものです。



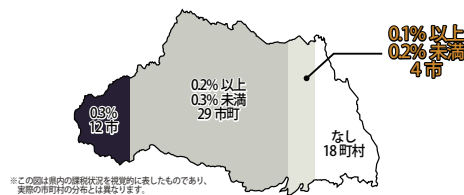
改定の背景と目的

本市は、**昭和53年度に都市計画税を導入して以来、47年間税率が変更されてきませんでした。**

これまで、白岡駅や新白岡駅を中心とした市街地で道路・下水道整備や土地区画整理事業を行ってきており、現在は白岡駅へのアクセス向上を図るための都市計画道路の整備や、白岡駅東口で土地区画整理事業を実施しています。

市では、行財政改革の不断の取り組みを進めるとともに、市民の安全で快適な生活を支えるため、都市計画税率の改定を行うこととしました。

県内市町村の都市計画税課税状況



県内63市町村（都市計画区域61市町）のうち、都市計画税を課税しているのは45市町です。
白岡市の現行税率0.1%は、課税している市町の中では最も低い税率です。

都市計画税制審議会答申の概要

- 現行の都市計画税率では、都市計画事業費などの財源としては不足していると考えられる。
 - 今後も都市計画事業の継続的実施に必要な財源を確保するためには、都市計画税率の見直しはやむを得ない状況であると考えられる。
 - 市民への丁寧な説明が求められる。
- ▶11月11日(火)に、藤井市長へ答申書が提出されました。



▲改定の詳細はこちら

新税率に基づく納税額モデル（年額）

戸建住宅（白岡駅から約1km 土地150㎡木造 2階建て 築20年）



固定資産税	51,000円
都市計画税	5,000円
計	56,000円

納税額
14.3%増

固定資産税	51,000円
都市計画税	13,000円
計	64,000円

※都市計画税は固定資産税と併せて、年額を4回に分けて納税していただきます。

都市計画税改定Q&A

Q.都市計画税は何に使われますか？

A.都市計画税は、道路・下水道などの都市計画事業や土地区画整理事業、これらの事業を行うために借りた地方債（借金）の返済に使われます。

Q.改定しないとうなりますか？

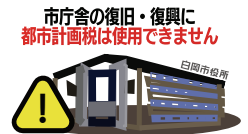
A.安全で快適な市民生活を支えるための都市基盤整備や、老朽化した下水道の更新などの継続的な実施に影響が出る可能性があります。

Q.将来的に上げる（下げる）ことはありますか？

A.どちらの可能性もあります。
 都市計画事業の進捗などにより、適切な都市計画税率を検討していきます。

Q.今回の改定は市庁舎火災と関係がありますか？

A.ありません。
 都市計画税は、道路、公園や下水道などの整備に充てる目的税であり、**市庁舎の建設や復旧・復興には使用できません。**
 今回の改定は、市庁舎火災が発生する前から検討されてきたものです。



Q.道路などは誰でも使えるのに、市街化区域だけに都市計画税が掛かるのはなぜですか？

A.都市計画税は、住環境や土地の価値向上などの「都市基盤整備の恩恵を受ける区域」（主に市街化区域）に限定して課されるものです。使用料などのように直接的な対価関係に基づく受益者負担ではなく、**公共的・地域的な受益に応じて負担いただく税**となります。

12月7日(日)に市民説明会を開催します

第1部	第2部	第3部
コミュニティセンター集会室1・2	アメニティノースプラザ(新白岡)	中央公民館学習室2
午前10時～11時30分	午後1時～2時30分	午後3時30分～5時

参加申し込みは不要です。当日、直接会場へお越しください。

問合せ 企画政策課政策調整担当